

農用地利用集積等促進計画(賃借権又は使用貸借による権利の設定関係)

市町名(高島市)

番号	権利の設定を受ける者		権利の設定をする土地						設定する権利						
	氏名又は名称	住所	所在				現況地目	面積 m ²	権利の種類	内容	始期 年.月.日	終期 年.月.日	存続期間	借賃 (/10a)	借賃の支払の方法
			市町	大字	字	地番									
1	株式会社 アグリ今津	滋賀県高島市	高島市	今津町桂	アマルベ	1432-1	田	530	賃借権	水田	R5.9.1	R15.8.31	10年	1,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
2	株式会社 アグリ今津	滋賀県高島市	高島市	今津町桂	アマルベ	1432-2	田	940	賃借権	水田	R5.9.1	R15.8.31	10年	1,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
3	株式会社 アグリ今津	滋賀県高島市	高島市	今津町桂	アマルベ	1432-3	田	2,293	賃借権	水田	R5.9.1	R15.8.31	10年	1,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
4	株式会社 アグリ今津	滋賀県高島市	高島市	今津町桂	古川	1313-1	田	1,542	賃借権	水田	R5.9.1	R15.8.31	10年	3,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
5	株式会社 アグリ今津	滋賀県高島市	高島市	今津町桂	古川	1347	田	1,747	賃借権	水田	R5.9.1	R15.8.31	10年	5,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
6	株式会社 アグリ今津	滋賀県高島市	高島市	今津町日置前	小曾	2209	田	2,023	賃借権	水田	R5.9.1	R15.8.31	10年	3,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
7	株式会社 アグリ今津	滋賀県高島市	高島市	今津町梅原	久保	1560	田	2,919	賃借権	水田	R5.9.1	R15.8.31	10年	7,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
8	株式会社 アグリ今津	滋賀県高島市	高島市	今津町梅原	久保	1581	田	2,311	賃借権	水田	R5.9.1	R15.8.31	10年	7,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
9	株式会社 アグリ今津	滋賀県高島市	高島市	今津町梅原	久保	1603	田	1,782	賃借権	水田	R5.9.1	R15.8.31	10年	7,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
10	株式会社 アグリ今津	滋賀県高島市	高島市	今津町梅原	向川原	1455-1	田	1,731	賃借権	水田	R5.9.1	R15.8.31	10年	5,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
11	株式会社 アグリ今津	滋賀県高島市	高島市	今津町梅原	向川原	1480	田	814	賃借権	水田	R5.9.1	R15.8.31	10年	3,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
12	株式会社 アグリ今津	滋賀県高島市	高島市	今津町梅原	向川原	1492	田	1,762	賃借権	水田	R5.9.1	R15.8.31	10年	5,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
13	株式会社 アグリ今津	滋賀県高島市	高島市	今津町梅原	夢野	1848	田	2,855	賃借権	水田	R5.9.1	R15.8.31	10年	7,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
14	株式会社 アグリ今津	滋賀県高島市	高島市	今津町梅原	夢野	1865	田	1,061	賃借権	水田	R5.9.1	R15.8.31	10年	7,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
15	株式会社 アグリ今津	滋賀県高島市	高島市	今津町梅原	夢野	1866	田	1,876	賃借権	水田	R5.9.1	R15.8.31	10年	7,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
16	株式会社 アグリ今津	滋賀県高島市	高島市	今津町梅原	夢野	1894	田	2,357	賃借権	水田	R5.9.1	R15.8.31	10年	7,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
17	糟貝 晃雄	滋賀県高島市	高島市	今津町下弘部	上川原	1183-1	田	1,188	賃借権	水田	R5.9.1	R15.8.31	10年	6,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
18	糟貝 晃雄	滋賀県高島市	高島市	今津町下弘部	上川原	1183-2	田	1,405	賃借権	水田	R5.9.1	R15.8.31	10年	6,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
19	糟貝 晃雄	滋賀県高島市	高島市	今津町下弘部	南沢	1034	田	1,412	賃借権	水田	R5.9.1	R15.8.31	10年	7,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
20	糟貝 晃雄	滋賀県高島市	高島市	今津町下弘部	南沢	1042	田	2,118	賃借権	水田	R5.9.1	R15.8.31	10年	7,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
21	糟貝 晃雄	滋賀県高島市	高島市	今津町下弘部	野田	1303	田	1,788	賃借権	水田	R5.9.1	R15.8.31	10年	5,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
22	山口 茂和	滋賀県高島市	高島市	今津町深清水	畔田町	3081-1	田	392	賃借権	水田	R5.9.1	R15.8.31	10年	9,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
23	山口 茂和	滋賀県高島市	高島市	今津町深清水	畔田町	3088-1	田	1,064	賃借権	水田	R5.9.1	R15.8.31	10年	9,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し

※公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金は、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号。以下「法」という。)第18条第7項の規定による公告があった農用地利用集積等促進計画の定めるところにより賃借権の設定等を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するとき、又は農地法(昭和27年法律第229号)第6条の2第2項の規定による通知を受けたときは、知事の承認を受けて、農用地等に係る賃借権又は使用貸借の解除をすることができる。

- 1 当該農用地等を適正に利用していないと認めるとき
- 2 当該農作業を適正に行っていないと認めるとき
- 3 正当な理由がなくて法第21条第1項の規定による報告をしないとき